

第9回 大学対抗交渉コンペティション 2010
Intercollegiate Negotiation Competition 2010



レッド社仲裁反論書

東京大学・日本語①チーム

レッド社代理人

稲田晶彦 (Inada Akihiko)

阿部夏希 (Abe Natsuki)

嶋田裕記 (Shimada Yuki)

本間優子 (Homma Yuko)

益田詩穂里 (Masuda Shiori)

室園隆大 (Murozono Takahiro)

論点 1-①

(1) A.aについて

ブルー社準備書面脚注1は、本契約が締結に至るまでの一般的な基本合意書の効力に関する論文である。契約締結に至った本件基本合意は、本論文の射程外であり、目的達成により役割を終えたと主張する根拠とはならない。

仮に基本合意が目的達成により終了するとしても、同2条は、締結された三契約以外の分野での協議も視野に入れているのであるから、ライセンス契約の締結によって基本合意の目的が達成されたと解することはできない。

したがって基本合意は終了しておらず、同6条より両社の排他的交渉義務も2年間は存続している。

(2) B.bについて

ブルー社は、2010年に締結したネゴランド電力との契約が報奨金の査定に影響を与えるとは予見できなかつたと主張する。

しかし、ブルー社がネゴランド電力にライセンス供与をしなければ、レッド社が報奨金を受領できたことは確実であり、ブルー社もそれを了知していた(¶22e)。

さらに、政府の裁量の大きいネゴランド国においては、レッド社が確実に報奨金を受領するまでは、内定取り消しなど政府の決定の変更がありえることは容易に予想できる。よって、ブルー社は、2010年3月末にレッド社が報奨金を受領するまでは、他社にライセンスを供与すれば政府の決定が覆る可能性があることを契約時に予見することができた。

論点 1-②

(1) Aについて

まず、ブルー社は、ライセンス契約 2.1 条及び 7.1 条に基づき、提供の時点で最高の技術を「自由裁量にて」提供する義務を負うと述べている。

しかし契約上、ブルー社は「自由に処分する権限を有する」最高の削減技術を提供する義務を負うと規定される。よってブルー社の解釈は、目的物の範囲を恣意的に狭める解釈であり、失当である。

そのうえでブルー社は、当事者の共通の意思より、提供すべき技術とは「アービトリア国での実績と同等」の火力発電所で 1/2 程度の削減量が期待できる技術であったと主張する。

しかし、上記の技術が当事者の共通の意思であったとする根拠は具体的には記されていない。そもそも本件ライセンス契約は、レッド社の発電所において二酸化炭素排出量を削減することが目的なのであるから、契約に定められる技術とは、レッド社の発電所において二酸化炭素排出量を極力削減する技術を意味すると解するのが妥当である(ユニドロワ 4.1 及び 4.3(d))。

(2) B.aについて

ブルー社は、ライセンス契約 2.1 条を根拠に、発電所の調査はレッド社の負担すべき事柄だったと主張する。

しかし、ブルー社の調査義務はライセンス契約上の債務ではなく、基本合意 5 条のレッド社の補助金獲得の債務及びユニドロワ 5.1.3 より導かれる協力義務である。なぜならば、レッド社が補助金を申請するためには発電所の調査が必要であり、適用される技術を有していたブルー社しか調査はなし得ないからである。

(3) Cについて

ブルー社は、ユニドロワ 7.1.2 より「補助金獲得額のリスク」を負っていたレッド社はブルー社に、取消された補助金の損害賠償を請求できないと主張する。

しかし、同条はブルー社の債務不履行を主張できないということを規定しているのであり、同条を根拠に損害賠償の請求を否定することはできない。

また、レッド社が負担していたリスクとブルー社の債務不履行には全く関連性がないため、いずれにせよ同条を適用する余地はない。

論点 2-①

(1) B.cについて

ブルー社は、ユニドロワ 7.1.7 より、締結時に考慮しておくべき、もしくは、結果の回避や克服することが合理的に期待されうる障害は不可抗力に当たらないと主張する。

本件において具体的な障害とは大洪水の発生であり、これは締結時の考慮及び結果の回避や克服は期待されえない。

また合弁契約 17.1 条によると、通知義務は免責の要件とされていない。

なお、レッド社は大洪水が発生し、鶏フン・木くずの調達が困難になったという事実を電子メールで伝えた(¶ 23a)ので、通知義務を果たしている。

論点 2-②

(1) A及びBについて

ブルー社は、排出権購入契約 7.6 条の規定により、口頭の約束は効力を有しないと主張する。

しかし、この条項は別紙 8 の解釈に口頭の会話を用いることを妨げない。

(2) Cについて

ブルー社は、CER 購入契約 3.1 条における解除の要件は限定的規定ではないと主張する。

しかし、両社はクレジットが発行されない可能性は契約締結時点で想定していたにもかかわらず、クレジットが発行されない場合に解除できると明文で規定されていない。よって、信義誠実の原則をもってしても解除要件の拡張を主張することはできない。

さらに、ブルー社の技術改善により今後クレジットが発行される可能性が十分にあり(¶ 24)以上、引渡しが可能とはいえず、ブルー社は未発行を理由として契約を解除することはできない。